

弘前市予防接種費用償還金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弘前市民が予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第4項に規定する予防接種（以下「予防接種」という。）を事情により青森県外の市区町村（以下「県外市区町村」という。）で接種する場合に負担する接種費用の一部又は全部を償還し、経済的負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱の規定により予防接種費用償還金（以下「償還金」という。）の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、本市に住民登録を有する者のうち、県外市区町村の医療機関において予防接種を受ける者であって、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ市へ定期予防接種依頼書の交付申請を行った者（予防接種を受ける者が未成年者の場合にあつては、その親権者）とする。

- (1) 出産等で県外市区町村に長期にわたり里帰りする場合の接種対象となる者
- (2) その他市長がやむを得ない特別の理由があると認める場合の接種対象となる者

(償還金の額)

第3条 償還金の額は、対象者が予防接種に実際に要した費用と当該接種を行った日の属する年度において青森県の広域予防接種の委託金額を比較して、いずれか少ない額とする。

(定期予防接種依頼書交付の申請)

第4条 申請者は、予防接種を受ける前に、定期予防接種依頼書交付申請書（様式第1号）による申請を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、予防接種の実施市区町村等の長へ定期予防接種依頼書（様式第2号）を交付するものとする。

(償還金の交付申請等)

第5条 申請者は、償還金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 予防接種費用償還金交付申請書（様式第3号）
- (2) 接種した医療機関等の領収書（予防接種と分かるもの）
- (3) 予防接種の記録が記載されているもの（母子健康手帳、予防接種済証）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、接種日から6ヶ月以内に行わなければならない。

- 3 市長は、償還金交付の決定をしたときは、予防接種費用償還金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に対して通知し、速やかに償還金を交付するものとする。

- 4 市長は、償還金の不交付を決定したときは、予防接種費用償還金不交付決定通知書（様式第5号）により、理由を付して申請者に対して通知するものとする。

(償還金の返還)

第6条 市長は、申請書等の虚偽の記載その他不正行為により償還金の交付を受けた者があるときは、その者から交付した償還金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降、定期予防接種依頼書の交付申請を行った者について適用する。